

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-247351

(P2007-247351A)

(43) 公開日 平成19年9月27日(2007.9.27)

(51) Int. Cl.

E03C 1/18 (2006.01)

F 1

E03C 1/18

テーマコード(参考)

2D061

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 4 頁)

(21) 出願番号 特願2006-75802(P2006-75802)
 (22) 出願日 平成18年3月20日(2006.3.20)

(71) 出願人 000005832
 松下電工株式会社
 大阪府門真市大字門真1048番地
 (72) 発明者 亀山 典利
 大阪府門真市大字門真1048番地松下電
 工株式会社内
 (72) 発明者 平尾 尚郷
 大阪府門真市大字門真1048番地松下電
 工株式会社内
 Fターム(参考) 2D061 BA04 BC04 BG10

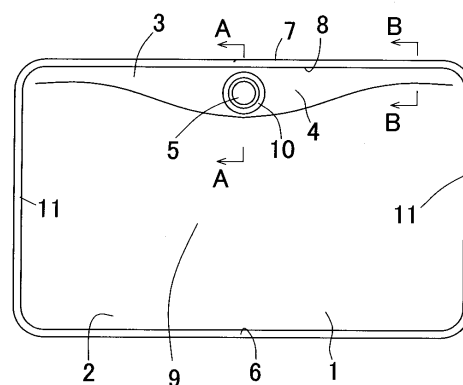
(54) 【発明の名称】 シンクの構造

(57) 【要約】

【課題】本発明は、排水溝の形状によりシンクの使用有効面積をあまり小さくすることなく排水口の大きさを適切に選択することができ、且つ、排水溝内において中央部方向（排水口方向）への排水の流れが排水溝の形状により生じる水位の差によりスムーズにおこなえるシンクの構造を提供することをその課題とするものである。

【解決手段】シンク1の底部2が手前側より奥側7にむかって奥壁面8に至る下方へ傾斜する傾斜面9を有し、該傾斜面9には奥壁面8基部に沿い中央部に向かう徐々に底部の拡開した排水溝3を形成すると共に排水溝3の拡開部4に凹陷部10を形成し、凹陷部10に排水口5を形成してなることを特徴とするものである。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

シンク底部が手前側より奥側にむかって奥壁面に至る下方へ傾斜する傾斜面を有し、該傾斜面には奥壁面基部に沿い中央部に向かう徐々に底部の拡開した排水溝を形成すると共に排水溝の拡開部に凹陥部を形成し、凹陥部に排水口を形成してなるシンクの構造。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、シンク底部が手前側より奥側にむかって奥壁面に至る下方へ傾斜する傾斜面を有し、該傾斜面には奥壁面基部に沿い中央部に向かう徐々に底部の拡開した排水溝を形成すると共に排水溝の拡開部に凹陥部を形成し、凹陥部に排水口を形成してなるシンクの構造に関するもので、排水が効率よく行われるものである。

10

【背景技術】**【0002】**

従来から、シンク底部が手前側より奥側にむかって奥壁面に至る下方へ傾斜する傾斜面を有するシンクの構造は知られており、更に、シンク底部周縁に排水溝を形成したシンクの構造も知られている（特許文献1）。この従来シンクの構造は、シンクを使用した際に生じる水をシンク底部から周縁の排水溝に流下させ、シンクを継続して快適に使用できるようにしたものである。

【0003】

しかしながら、この従来シンクの構造ではシンク底部周縁に排水溝を形成し、排水溝に排水口を形成しただけであるために、瞬間的に排水量が多くなったとき排水溝の水位が高くなって排水口が水没した状態になり排水効率が悪化しさらに排水溝の水位が高くなる悪循環に陥ることがあり、シンク底部の水が排水されないことがあった。また、この問題点を解決するために排水溝の幅を広くすることが考えられるが、排水溝の幅を広くするとシンク底部の使用有効面積が狭くなる欠点があった。

20

【特許文献1】実開昭53-96456号公報、（図1、図3）

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

上記従来シンクの構造では、シンクの大きさから必要とされる排水溝の大きさと排水溝に設ける排水口の大きさに対する検討が十分なされたものでなく、又シンクで使用される水の量の多少に対する検討も十分でないものであった。本発明はシンクの使用有効面積をあまり小さくすることなく排水口の大きさを大きくすることができ、且つ、排水がスムーズにおこなえるシンクの構造を提供することをその課題とするものである。

30

【課題を解決するための手段】**【0005】**

上記課題を解決するために、本発明に係るシンクの構造は、請求項1に記載した如く、シンク底部が手前側より奥側にむかって奥壁面に至る下方へ傾斜する傾斜面を有し、該傾斜面には奥壁面基部に沿い中央部に向かう徐々に底部の拡開した排水溝を形成すると共に排水溝の拡開部に凹陥部を形成し、凹陥部に排水口を形成してなることを特徴とするものである。

40

【発明の効果】**【0006】**

請求項1に記載のシンクの構造は、シンク底部が手前側より奥側にむかって奥壁面に至る下方へ傾斜する傾斜面を有し、該傾斜面には奥壁面基部に沿い中央部に向かう徐々に底部の拡開した排水溝を形成すると共に排水溝の拡開部に凹陥部を形成し、凹陥部に排水口を形成してなるために、排水溝の拡開部は広くされているために排水口はシンクの大きさに適した大きさの排水口を設置することができるものである。

【0007】

50

又、排水溝は奥壁面基部に沿い中央部に向かう徐々に底部の拡開した形状であるために、排水溝の水は中央部方向（排水口方向）に流れやすいものである。即ち、排水溝は幅が狭い部分では幅が広い部分に比べ同じ水量でも水位が高くなり、このために水位が高い方から水位が低い方へ水が流れ、特に勾配を形成することなく水は拡開部へ流れる。拡開部へ流れた水は水位を下げ排水口周囲より排水口内へ流れ込むために、水位が高い状態でも排水口が水没状態になる恐れが少なく排水がスムーズに行われる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0008】

以下、本発明の実施形態について図面を参照して、詳細に説明する。図1は本発明におけるシンクを示す平面図、図2は図1におけるA-A断面図、図3は図1におけるB-B断面図である。図1において、1はシンク、2は底部、3は排水溝、4は拡開部、5は排水口である。

10

【0009】

シンク1はカラン（図示せず）が設置され、食器を洗ったり、野菜を洗ったりする洗い場である。底部2は手前側6より奥側7に向かって奥壁面8に至る下方へ傾斜する傾斜面9を有している。この傾斜面9はシンク1を使用した際に生じた水を奥壁面8方向に流下させるもので、この傾斜面9には奥壁面8基部に沿って中央部に向かう徐々に底部の拡開した排水溝3が形成されている。

【0010】

図2に示す如く、拡開部4は奥壁面8基部に沿って中央部に向かう徐々に底部の拡開した排水溝3の最大に拡開した部分を示すもので、中央部に位置するものである。この拡開部4には凹陷部10が形成され、凹陷部10には排水口5が形成されている。排水溝3は奥壁面8基部に沿って形成されており、両側壁11, 11側から中央部に向かう徐々に底部の拡開したものである。

20

【0011】

図3は側壁11に近い部分の排水溝3を示している。シンク1を使用した際の水の流れを説明すると、使用により生じた水は底部2の傾斜面9により奥壁面8方向に流下し排水溝3に入る。排水溝3は両側壁11, 11に近い部分では溝幅が狭いため水量が少なくても水位はすぐに上昇し、中央部に近い所では排水溝3の溝幅が拡開して広いため水位の上昇は小さく、両側壁11, 11に近い部分と中央部に近い所との間では水位差が生じ、特に勾配を大きくすることなく水は排水溝3内を中央部方向へ流れる。

30

【0012】

排水溝3の拡開部4には凹陷部10が形成され、凹陷部10には排水口5が形成されているため、水は周囲より排水口5に流下する。排水口5は拡開部4に設けられるために適切な大きさ（排水量）を選択することができる。尚、排水口5のゴミよけ蓋は凹陷部10の段部に係止すれば良い。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明におけるシンクの構造の平面図。

【図2】図1の実施例のA-A断面図。

【図3】図1の実施例のB-B断面図。

40

【符号の説明】

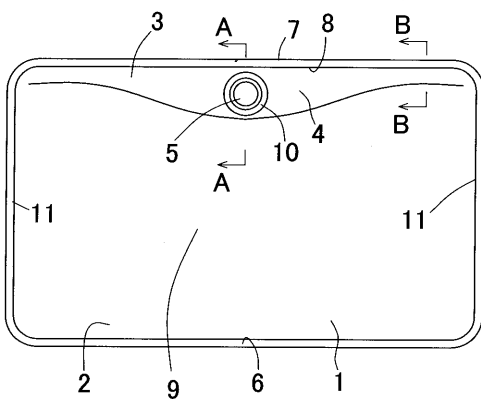
【0014】

- | | |
|---|-----|
| 1 | シンク |
| 2 | 底部 |
| 3 | 排水溝 |
| 4 | 拡開部 |
| 5 | 排水口 |
| 6 | 手前側 |
| 7 | 奥側 |

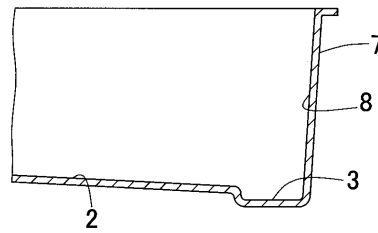
50

- 8 奥壁面
- 9 傾斜面
- 10 凹陷部
- 11 側壁

【図1】



【図3】



【図2】

